

## 安芸高田市事業所省エネ設備導入支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受けている市内で商工業等を営む中小企業者を支援するため、電力コストの低減が期待できる省エネ設備への交換または新設を行う事業者に対して、安芸高田市事業所省エネ設備導入支援事業実行委員会予算の範囲内において安芸高田市事業所省エネ設備導入支援事業支援金（以下「支援金」という。）を給付することにより、事業者の負担軽減を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 申請者 支援金の給付を受けようとする者をいう。
- (2) 支援対象者 支援金の給付対象となる者をいう。
- (3) 支援対象経費 支援金の対象となる経費をいう。
- (4) 事業所 安芸高田市において事業の用に供するため必要なサービス、商品等の生産・販売等を目的として設置され、事業実態がある事務所又は事業拠点有する建物をいう。

### (支援対象設備)

第3条 支援金の給付対象となる設備（以下「支援対象設備」という。）は、2025年4月1日から2025年12月22日までに交換または新設を行った設備又は見積書等を徴収した設備で、市内事業所に導入する次の各号に掲げる設備とする。

- (1) 省エネルギー設備に更新する設備（製造から10年以上が経過した既存設備に替えて導入する場合に限る。ただし、中古品を除く。）
  - ア 高効率空調設備
  - イ 冷凍・冷蔵庫（飲料、商品展示のショーケース等を含む）
  - ウ 給湯設備
- (2) LED照明設備にあつては、蛍光灯、白熱灯等のLED照明設備以外からLED照明設備に交換または新設する設備。

### (支援対象者)

第4条 支援金の給付を受けることができる者（以下「支援対象者」という。）

は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中小事業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
  - (2) 支援金の給付後も引き続き安芸高田市内で事業を継続する意思を有する者
  - (3) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人でないこと。
  - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営んでいないこと。（ただし、同条第6項第4号に規定するものを営むものを除く。）
  - (5) 安芸高田市暴力団排除条例（平成23年安芸高田市条例第25号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。
  - (6) 宗教活動又は政治活動を主な目的とする事業を行っていないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、安芸高田市事業所省エネ設備導入支援事業実行委員長（以下「実行委員長」という。）が特に必要と認めるものは、支援金の対象とすることができる。

（支援対象経費）

第5条 支援金の給付対象となる経費（以下「支援対象経費」という。）は、別表に定める支援対象設備本体及びその附属設備並びに工事費に係る導入費用とする。ただし、リース契約による導入及び消費税並びに地方消費税、既存設備の撤去または処分に要する経費は支援対象経費から除く。

（支援金の額等）

第6条 支援金の額は、支援対象経費に4分の3を乗じた金額（以下「算定金額」という。）を給付する。ただし、算定金額が50万円を超えた場合は50万円を上限額とし給付する。なお、算定金額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

- 2 支援金の給付は、同一の者に対して1回限りとする。
- 3 支援対象経費が3万円未満となる場合は給付しない。

（支援金の申請及び請求等）

第7条 支援金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、2025年12月22日までに安芸高田市事業所省エネ設備導入支援事業支援金申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、実行委員長に提出しなければならない。

- (1) 法人の場合は直近の確定申告書別表1の写し、個人事業者にあつては令和6年分の確定申告書B第1表の写し。
- (2) 住民票、健康保険証、運転免許証又はマイナンバーカードの写し（個人事業者に限る。）
- (3) 申請書に記載した支援対象経費の金額が確認できる資料として、支援対象設備導入前の場合は見積書等の写し、支援対象設備導入後の場合は領収書等の写し。
- (4) 支援対象設備の仕様等や要件を満たすことが確認できるものの写し。（仕様書またはカタログ等）
- (5) 既存設備の仕様等がわかるもの。（仕様書等の写し、カタログ又は銘板部分の写真等）
- (6) 支援対象設備の設置予定場所又は設備導入場所を確認できるカラー写真等
- (7) 支援対象経費の金額が確認できる資料が、領収書の場合は安芸高田市事業所省エネ設備導入支援事業支援金請求書（様式第2号）及び申請者名義の預金通帳の写し
- (8) その他実行委員長が必要と認める書類  
（給付の決定等）

第8条 実行委員長は、前条第1項第3号に添付する見積書による申請書を受理したときは、当該申請に係る関係書類等を審査し、支援金を給付することが適当と認めるときは、安芸高田市事業所省エネ設備導入支援事業支援金給付決定通知書（様式第3号）を通知するものとする。

2 前条第1項第3号に添付する領収書による申請書を受理したときは、当該申請に係る関係書類等を審査し、支援金を給付することが適当と認めるときは、安芸高田市事業所省エネ設備導入支援事業支援金給付決定通知兼額確定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 実行委員長は、給付の決定を行う場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

4 実行委員長は、第1項及び第2項による審査の結果、支援金を給付することが適当でないとき、安芸高田市事業所省エネ設備導入支援事業支援金不給付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（支援金の給付方法）

第9条 実行委員長は、前条第1項または第2項による給付の決定を受けたもの(以下「支援決定者」という。)が、指定する口座への振込により行うものとする。

2 前条第1項の規定による通知を受け取った申請者は、2026年1月30日までに支援対象設備の設置を行わなければならない。また、設置終了後、2026年2月10日までに、安芸高田市事業所省エネ設備導入支援事業実施報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて実行委員長に提出しなければならない。この場合において実行委員長は、2026年3月13日までに支援金を支払うものとする。

- (1) 安芸高田市事業所省エネ設備導入支援事業支援金請求書(様式第2号)
- (2) 支援対象経費の金額が確認できる領収書等の写し
- (3) 申請時と実績報告時に支援対象設備に変更があった場合は、既存設備及び変更した設備の仕様等がわかるもの(仕様書等の写し、カタログ又は銘版部分の写真等)
- (3) 設備導入場所を確認できるカラー写真等
- (4) 申請者名義の預金通帳の写し
- (3) その他実行委員長が必要と認める書類

(書類の整備)

第10条 支援決定者は、対象事業に係る支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該支出についての証拠書類(以下「帳簿書類等」という。)を整備し保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿書類等は、支援事業の完了した日が属する市の会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第11条 支援決定者は、対象事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産」という。)について、対象事業完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、支援金の給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

2 支援決定者は、対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間は取得財産を処分してはならない。

(調査等)

第12条 実行委員長は、支援金の給付に関し、必要があると認めるときには、支援決定者に対して報告を求め、又は委員に事業所等に立ち入らせ、帳簿書類等を調

査させ、若しくは関係機関に対し調査させることができる。

(給付決定の取消し等)

第13条 実行委員長は、支援決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の給付の決定を取り消し、給付額を変更し、又は既に給付した支援金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 不正の手段により支援金の給付を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) 虚偽の申請があったとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、支援金の給付に関し必要な事項は、実行委員長が別に定める。

附 則

この要綱は2025年10月1日から施行し、第10条から第13条以外の条項は、2026年3月31日限り、その効力を失う。

別表（支援対象経費）

支援対象設備	支援対象経費	支援金の額
高効率空調設備	製造から <b>10年以上</b> を経過	支援対象経費の3/4以内 とし、50万円を上限 (支援対象経費が3万円 未満であった場合給付し ない)
冷凍・冷蔵庫（飲料、商 品展示のショーケース等 を含む）	した既存設備に替えて導 入する省エネ設備（中古 品を除く）であって、設 備本体及び附属設備並び に設置工事に要する経費	
給湯設備		
LED照明設備	蛍光灯、白熱灯等のLED 照明器具以外から交換ま たは新設するLED照明設 備であって、設備本体及 び附属設備並びに設置工 事に要する経費	